

志布志市税条例等の主な改正内容

1 志布志市税条例

(1) 個人住民税・固定資産税等関係

職権による減免を可能とする規定の追加

(2) 個人住民税関係

- ア 個人住民税の定額減税の実施
- イ 所得税法の規定見直しに伴う規定整備
- ウ 条文の整理

(3) 固定資産税関係

- ア 特例に係る割合の設定
- イ 特例に係る申告の見直し
- ウ 土地に係る負担調整措置等の継続

2 志布志市都市計画税条例

- (1) 特例に係る割合の設定
- (2) 土地に係る負担調整措置等の継続

3 志布志市国民健康保険税条例

- (1) 課税限度額の引上げ
- (2) 減額措置に係る基準額見直し

1 志布志市税条例

(1) 個人住民税・固定資産税等関係

職権による減免を可能とする規定の追加

個人住民税、固定資産税及び特別土地保有税について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、必要があると市長が認める場合、職権による減免を可能とする規定を追加

条文	施行日
第51条／第71条／第139条の3	R6.4.1

〈参考〉 令和6年度税制改正により行われる定額減税について

デフレ完全脱却のための一時的な措置として、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者）につき、令和6年度分の個人住民税1万円（令和6年分の所得税3万円）の減税を実施。ただし、合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の所得者は対象外。なお、これに併せ給付措置についても実施される。

▽ 定額減税と給付のイメージ

給付金		定額減税	
住民税 非課税世帯	住民税均等割の み課税世帯	住民税・所得税 の納税額が4万 円に満たない方	住民税・所得税 の納税額が4万 円を上回る方
一世帯あたり 10万円 を給付		〈給付〉 減税と給付で 1人あたり 計4万円 ※給付は1万円単位で 切り上げ 〈減税〉	1人あたり 4万円 の定額減税 (所得税3万円 住民税1万円) ※配偶者を含めた扶養 親族も対象
18歳以下の子ども1人あたり 5万円 を上乗せ給付			

※給付については新たに令和6年度住民税非課税などとなった世帯が対象

所得1805万円超は減税対象外

▽ 個人住民税の定額減税の実施方法

給与所得者(特別徴収)	6月分徴収せず、減税後の年税額を7月以降の11か月で均等徴収
事業所得者等(普通徴収)	6月徴収分から減税 (引き切れない分は8月徴収分以降も順次減税)
年金所得者(特別徴収)	10月徴収分から減税 (引き切れない分は12月分以降も順次減税)

1 志布志市税条例

(2) 個人住民税関係

ア 個人住民税の定額減税の実施

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減額を行うに当たり（納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。）、その税額控除に係る規定を整備

条文	施行日
附則第7条の5～附則第8条／附則第16条の3～附則第17条／附則第18条／附則第19条／附則第20条～附則第20条の3	R6.4.1

イ 所得税法の規定見直しに伴う規定整備

公益信託に関する所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備

条文	施行日
第34条の7	公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日

ウ 条文の整理

条例に引用している私立学校法の改正に伴う所要の改正

条文	施行日
第56条	R7.4.1

(3) 固定資産税関係

ア 特例に係る割合の設定

わがまち特例の割合について、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち一定のバイオマス発電施設について参酌基準に基づき6/7と、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置について参酌基準に基づき1/2と、それぞれ定める規定を新設

※わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）：法に定める一定の範囲内で市町村の条例によって軽減の割合を定めるもの

条文	施行日
附則第10条の2	R6.4.1

イ 特例に係る申告の見直し

区分所有建物である認定長期優良住宅に係る申告について、管理者等からの申告であっても減額措置の適用を可能とする規定の新設

条文	施行日
附則第10条の3	R6.4.1

ウ 土地に係る負担調整措置等の継続

令和6～8年度の間、土地に係る現行の負担調整措置及び据置年度における下落修正の仕組みを継続

条文	施行日
附則第11条／附則第11条の2／附則第12条／附則第13条	R6.4.1

2 志布志市都市計画税条例

(1) 特例に係る割合の設定

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を参酌基準に基づき1/2と定める規定を新設

条文	施行日
附則第3項	R6.4.1

(2) 土地に係る負担調整措置等の継続

令和6～8年度の間、土地に係る現行の負担調整措置及び据置年度における下落修正の仕組みを継続

条文	施行日
附則第4～9項	R6.4.1

3 志布志市国民健康保険税条例

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税額のうち後期高齢者支援金等課税額について、限度額を22万円から24万円に引き上げる。

条文	施行日
第2条第3項	R6.4.1

(2) 減額措置に係る基準額見直し

減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

条文	施行日
第25条第1項	R6.4.1